

山梨県公報

第千五百六十六号

平成十七年

四月二十八日

木曜日

目次

告示

- 使用料の収納事務の委託……………二九九
- 道路の区域変更(五件)……………二九九
- 道路の供用開始(二件)……………三〇〇
- 都市計画の変更……………三〇一
- 県営土地改良事業の完了……………三〇一

公告

- 総合評価落札方式に係る一般競争入札について……………三〇一
- 一般競争入札について……………三〇〇
- 農業振興地域の区域の変更……………三〇一
- 相模川水系相模川上流(東部)圏域河川整備計画の決定……………三〇一
- 開発行為に関する工事の完了について……………三〇一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………三〇一
- 一般競争入札について……………三〇二
- 監査委員……………三〇二
- 監査の結果に基づく措置状況……………三〇四
- 公安委員会……………三〇五
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三〇五
- 一般競争入札について……………三〇五

告示

山梨県告示第二百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方
甲府市飯田二丁目二番三号 財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字七日市場字上木戸七七六番の五地先から 山梨市大字七日市場字上木戸七七五番の一地先まで	六・一 一三・〇	五・八 一〇・三		五四・二

山梨県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字夜子沢字日向六五二番地先から 南巨摩郡身延町大字夜子沢字日向六五二番地先まで	七・八〇 一〇・七	八・一〇 一二・五		一七・〇

山梨県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字夜子沢字川平一七八七番の一地先から 南巨摩郡身延町大字夜子沢字川平一七二〇番地先まで	四・二丁 一五・五	一一・七〇 二二・〇		一一〇・〇

山梨県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

平成十七年四月二十八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町大字林字田無瀬八三五番の一地先から 大月市七保町大字林字田無瀬八五〇番の二地先まで	一一三・〇〇 一二二・〇	一二三・〇〇 一五一・二		七七・〇

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市桐原字芦瀬一一八五七番の二地先から 上野原市桐原字日寄一一八五九番の六地先まで	一一二・〇〇 一一五・六	一一二・〇〇 一二四・〇		二七・〇

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	一宮山梨線	笛吹市大字春日居町熊野堂字一 道五〇六番の一地先から 笛吹市大字春日居町下岩下字横 町四二〇番の二地先まで	一五〇・〇	平成十七年 四月二十八 日

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年五月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三三七号	南都留郡富士河口湖町大字河口 字西側一〇四番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口 字西側一一二二番の二地先まで	九五・〇	平成十七年 四月二十八 日

山梨県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画区域区分
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第二百六十五号

県営土地改良事業（本都塚地区一般農道整備事業）の工事は、平成十七年二月二十八日をもって完了した。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 総合評価落札方式に係る一般競争入札について
次のとおり総合評価落札方式に係る一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 総合評価一般競争入札に付する事項
- 1 業務名
山梨県物品調達管理システム開発業務
- 2 業務の履行場所
山梨県企画情報政策課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び知事が指定する場所
- 3 業務内容
山梨県物品調達管理システムの開発、導入準備及び運用試験並びに職員に対する研修
- 4 履行期間
なお、詳細は、山梨県物品調達管理システム開発業務委託仕様書によること。

契約締結日の翌日から平成十八年三月三十一日(金)まで
二 参加資格

1 に掲げる資格をすべて満たしている単独の企業又は2に掲げる資格を満たしている複数の企業による共同体(以下「JV」という。)であって、3に掲げる開発業務の実施上の条件をすべて備えたものであること。

1 単独の企業の場合

(一) 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十七年山梨県告示第百九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(二) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(三) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(四) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

2 JVの場合

(一) JVを形成するすべての企業が二の(一)から(四)までのいずれにも該当する者であること。

(二) JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本人札に参加することができないものであること。

(三) JVの構成員は、三者以内であること。

(四) JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

3 開発業務の実施上の条件

(一) 次に掲げる条件を備える者を担当者として配置すること。

(1) 管理技術者(業務全体に責任を持つ技術者をいう。)(は、情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号。以下「省令」という。))に規定するプロジェクトマネージャ試験に合格した者又はプロジェクトマネージャ試験合格者と同等の技術を有する者であること。

(2) JVでの提案の場合、管理技術者は、代表構成員の職員であること。

(3) 担当技術者(管理技術者のもとで業務の部門ごとの責任を持つ技術者をいう。)(は、省令に規定するアプリケーションエンジニア試験に合格した者又はアプリケーションエンジニア試験合格者と同等の技術を有する者であること。

(4) 担当技術者がこの公告の日現在において従事している開発業務の件数は、三件未満であること。

(5) 開発技術者(担当技術者のもとでシステムの開発に従事する技術者をいう。)(は、省令に規定するソフトウェア開発技術者試験に合格した者又はソフトウェア開発技術者試験合格者と同等の技術を有する者であること。

(6) 管理技術者、担当技術者及び開発技術者は、それぞれ兼務することができること。

(二) システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行うことができること。ただし、これについては、JV構成員のいずれかが該当することで足りる。

三 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部 情報政策課電子自治体推進担当 電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書及び開発業務委託仕様書等の交付方法

この公告の日から平成十七年五月二十七日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)(を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十七年五月二日(月)から平成十七年五月十六日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県企画部情報政策課電子自治体推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札書等の提出期間及び提出方法

平成十七年六月七日(火)午後一時から午後二時までに山梨県企画部情報政策課(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参し、又は同月六日(月)午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体推進担当あてに到着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。

6 開札の日時及び場所

開札は、平成十七年六月七日(火)午後二時に山梨県企画部情報政策課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)で行う。

7 入札方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもつて行うため、入札書及び技術提案書

等を提出すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札価格が著しく低い場合については、山梨県物品調達管理システム開発業務委託契約低入札価格調査実施要領に基づき、見積内訳書の提出を求めること等がある。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

(一) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格に百五分の百を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する別紙技術提案書評価表で指定する項目をすべて満たしていること。

(二) 総合評価点の最も高い者が二人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。ただし、技術点と価格点がどちらも同点であるときは、入札金額の低いものを落札者とし、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き落札者を決定する。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Yamanashi Prefectural Procurement & Management System Development

2 Date and time for tender

2:00PM June 7,2005

3 Bureau in charge

Electronic Local Government Propulsion Section, Planning Department Information

Policy Division, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-Ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

(別紙)

技術提案書評価表

1 物品調達管理システムの全体概要

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 物品調達管理システムに対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">物品調達管理システムの開発に至る背景や課題を考慮し、物品関連業務に対する考え方や全国的な動向などを踏まえて、貴社が考える物品調達管理システムのコンセプトを明らかにされていること	(必須)	30点
(2) 物品調達管理システム全体の枠組み	<ul style="list-style-type: none">今回開発を想定しているシステムの範囲と構成を明らかにされていること物品調達管理システムと他システムとの関係を明らかにされていること業務系システムの範囲及び構成と、業務系システムと他システムとの関係を明らかにされていること	(必須)	30点
(3) 物品調達管理システムの特徴及び事務改善	<ul style="list-style-type: none">物品調達管理システムによる課題への対応策や事務改善について、システムの特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること	(必須)	30点
(4) 物品調達管理システムの開発により期待される効果	<ul style="list-style-type: none">システム開発により、県への直接的な効果と間接的な効果また、他の地方公共団体への効果に分けて、具体的に記述されていること	(必須)	20点
(5) 物品調達管理システムの開発及び運用における留意点	<ul style="list-style-type: none">物品調達管理システムの開発時の制約事項や注意点などがあれば記述されていること物品調達管理システムの運用にあたり想定される課題などがあれば記述されていること	(必須)	20点
小計		62点	130点

2 業務系システム

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 業務系システムの構成	ア 業務系システムの枠組み	(必須)	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回開発を想定している業務系システムの範囲と構成を、仕様書の第3章及び「新物品調達管理システム概念図」に掲げるシステムの要件と対比しながら体系的に明らかにされていること 特に、業務系システムを成すサブシステムの範囲と、各サブシステム間の関係については、提案の理由・考え方を明確に記述されていること ・システムの要件に掲げる機能について、一部若しくは全部を削除することは認めないが、機能統合等による改善提案を行うことは可能である。この場合には、変更点を明確にするとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること 		
(2) 業務系システムの内容	ア 業務系システムの業務フロー	(必須)	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)アを踏まえ、仕様書の第5章の「システムの業務フロー」と対比しながら記述されていること 特に、(1)アにおいて機能統合等を提案した場合には、変更点を明確にするとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること ・提案の特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること 		
(3) 他システムとの連携	イ 機能一覧	(必須)	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)アを実現するために必要となる機能を一覧で示し、その機能概要を記述されていること。機能の最大単位は、業務フロー単位とするが、共通機能の抽出(画面照会、帳票管理、他システムとの連携など)や処理方式の違い(オンライン・オフライン処理など)などに着目し、適切な大きさに分割して記述されていること 		
(4) 業務系システムにおける安全管理	ア 業務系システムにおける連携	(必須)	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務系システムからみた財務会計システム、文書管理システムなど、他システムとの連携において、想定している具体的な方法、やり取りするデータ項目、タイミング等について記述されていること 		
(5) 移行	ア 正確性の確保	(必須)	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の物品関連業務における正確性の確保についての考え方と想定する対応方法について記述されていること 特に、データの正確性の確保や操作時の事故防止について明確に記述されていること 		
(6) 研修	イ セキュリティの確保	(必須)	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務系システムにおけるセキュリティの確保について、想定している具体的な内容と実現方法を、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること 		
(5) 移行	ア 業務移行	(必須)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務系システムから見た物品関連業務の移行に関する考え方と実施方法について記述されていること ・現行物品管理システムとの並行稼働時期における業務の整理と移行に要する期間に関する考え方と想定される対応方法について記述されていること 		
(6) 研修	イ データ移行	(必須)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるデータと移行方法について記述されていること ・現行物品管理システム側で行う作業と物品調達管理システム側で行う作業について、分担に関する考え方と想定される作業内容について記述されていること 		
(6) 研修	ア 部門研修	(必須)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出納部門、予算担当部門における研修についての考え方と想定する実施方法について記述されていること 		
	イ 管理研修		
(6) 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理部門、制度管理部門における研修についての考え方と想定する実施方法について記述されていること 	(必須)	
	ウ 研修テキスト		
(6) 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修に必要なテキスト(部門研修、管理研修のほか一般職員向け研修に必要なテキスト)の作成についての考え方と推奨する研修実施方法について記述されていること ・制度改正や運用形態の見直しに伴うテキストの改訂についての考え方について記述されていること 	(必須)	
	小 計		

3 アプリケーション処理方式

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) アプリケーション 処理方式の概要	ア アプリケーション処理方式の特徴		
	<ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムにおいて導入するアプリケーション処理方式について、提案の理由・考え方を明確に記述されていること 提案の特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること サーバーと一人一台パソコンとの処理分担をわかりやすく記述されていること 	(必須)	10点
	イ 採用するソフトウェア		
	<ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムにおいて採用するソフトウェアについて適用する範囲と適用方式を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 種類・機能に相当品とみなされるソフトウェアがある場合には、これとの比較により、提案の理由・考え方を明確に記述されていること 物品調達管理システムの構築にあたり、その採用が条件となるソフトウェアがある場合には、これを明示するとともに提案の理由・考え方を明確に記述されていること ソフトウェアの導入にあたり、ライセンス方式が想定されるものについては、提案する内容を記述されていること 	(必須)	30点
(2) アプリケーション 処理方式のイメージ	ウ パッケージソフトウェア		
	<ul style="list-style-type: none"> (1) のうち、パッケージソフトウェアを利用する場合は、導入の目的、概要、機能、特徴、適用範囲、適用方法、実装方式、導入実績及び選定理由のすべてについて記述されていること システム構成要素としてのパッケージソフトウェアの位置づけや、想定されるカスタマイズ（本県仕様に合わせてために作り込む）部位が判るように記述されていること 		
	ア アプリケーション処理方式の例示		
	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の第5章の「システムの業務フロー」を参考に、処理方式、適用業務（想定業務）、制限事項等について、イメージ図を用いながら記述されていること 導入を提案しているハードウェア、ソフトウェア、データ処理、利用を想定している既存の情報資産（一人一台パソコン、ネットワーク等）等が表現されていること 	(必須)	30点
	イ その他		
	<ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムの安全・確実な運用を確保するため特に貴社が想定している処理方式があれば、処理方式、適用業務（想定業務）、制限事項等について、イメージ図を用いながら記述されていること 	(必須)	20点
小 計		66点	90点

4 物品調達管理システムの性能・運用

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 物品調達管理システムの性能	ア 性能評価 <ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムの性能として、貴社の考え方を記述されていること 次の処理性能について、貴社で想定している目標値及び実現方法を具体的に記述されていること <ul style="list-style-type: none"> (ア) オンライン処理性能 (イ) プリント処理性能 (ウ) バッチ処理性能 (エ) バックアップ処理性能 物品調達管理システムの開発に当たり、上記以外のものも含めて、特に重視している点とその対応方法については、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 	(必須)	20点
	イ 性能改善 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能を、本稼働までに目標とする水準に到達させることについて、貴社が想定する改善の要否に対する評価や具体的な方策を明確に記述されていること 仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能が本稼働時点において、目標としていた水準に達していない場合に、貴社が行う改善策について記述されていること 仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能が本稼働時点において、目標としていた水準に比べて著しく低い場合に想定される貴社の対応について記述されていること 	(必須)	10点
(2) 物品調達管理システムの運用	ア 運用方式の特徴 <ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムの運用について、運用全体の形式・形態、運用の体制等、貴社が整理した運用要件とそれに適用する運用方式を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 全体運用、オンライン運用、バッチ運用、監視運用のそれぞれに対して適用する運用方式について、明確に記述されていること 	(必須)	
	イ 運用管理ツール <ul style="list-style-type: none"> 貴社が提案する運用管理ツールについて、導入の目的、概要、性能、機能、特徴、適用範囲、適用方法、実装方式、導入実績及び選定理由の全てについて記述されていること 運用管理ツール等のシステムを適用する範囲と人間系の適用を想定している範囲が判るように、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 	(必須)	
	ウ セキュリティの確保 <ul style="list-style-type: none"> 運用におけるセキュリティの確保について、想定している具体的な内容と実現方法を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること 	(必須)	
	ア 耐障害性能 <ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムの耐障害性能について、貴社の考え方を記述されていること <ul style="list-style-type: none"> 特に、重視している点とその対応方法については、提案の理由・考え方を明確にしなが記述すること システムの可用性に関する指標について、貴社で想定している目標値及び実現方法を具体的に記述されていること 貴社で想定している目標値及びこれへの実現方法を具体的に記述されていること 	(必須)	30点
	イ 障害時の運用 <ul style="list-style-type: none"> 運用時に想定される障害について、貴社が整理した運用要件とそれに適用する運用方式を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること 全体運用、オンライン運用、バッチ運用、監視運用のそれぞれに対して適用する運用方式について、明確に記述されていること 	(必須)	20点
	小 計	62点	80点

5 設計開発

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 設計開発に対する考え方	ア 設計開発方法	(必須)	10点
	<ul style="list-style-type: none"> 設計開発に関する管理運営について、貴社の考え方を明確に記述されていること 開発に適用する設計開発方法について、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること 設計開発ツール、設計開発言語等については、概要、特徴、適用範囲、適用方法、導入実績及び選定理由の全てについて記述されていること 		
	イ 設計開発スケジュール		
	<ul style="list-style-type: none"> システム設計開発スケジュールの考え方、設計開始から安定稼働までの工程内容を明確に記述されていること 工程別の作業項目についても記述されていること 		
	ウ 設計開発における標準化		
	<ul style="list-style-type: none"> 設計開発における標準化及び標準化において定める事項について、貴社の考え方を明確に記述されていること 		
	エ 設計開発における成果物		
<ul style="list-style-type: none"> 各種設計書、マニュアル等の成果物に関して、その作成時期及び内容について記述されていること 			
(2) 設計開発規模	オ 設計開発における品質管理	(必須)	20点
	<ul style="list-style-type: none"> 設計開発における品質管理に関して、貴社の考え方、実施方法、具体的な目標、検証方法等について記述されていること 		
	ア 設計開発規模		
(3) 設計開発体制	<ul style="list-style-type: none"> 物品調達管理システムの設計開発規模について、貴社の考え方を明確に記述されていること パッケージソフトウェアを使用する場合には、カスタマイズの規模について記述されていること (1) イの設計開発スケジュールとの関連性を明確に記述されていること 	(必須)	10点
	イ 設計開発工数		
(3) 設計開発体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務系システムの設計開発工数を工程別、要員クラス別に記述されていること その他必要な作業についての工数を、項目ごとに記述されていること 上記全ての工数算定の根拠として、(2)アとの関連性を明確に記述されていること 	(必須)	30点
	ア 設計開発体制		
	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の第8章「システムの開発方法」を参考に、設計開発体制、要員の役割を明示したうえで、その考え方、根拠等を記述されていること 物品調達管理システムの開発プロジェクトを運用管理するマネージャについて、貴社の考え方を記述されていること 設計開発に関わるメンバーの所属部署、役職及び経歴（資格、経歴、実績、得意分野、経験年数）等について記述されていること 		
	イ 開発にあたっての分担		
	<ul style="list-style-type: none"> 設計開発場所について、設計開発の段階ごとに貴社の考え方を明確に記述されていること 設計開発に際しての貴社と県の役割分担について、貴社の考え方と分担する内容を明確に記述されていること 		
ウ 設計開発における安全管理			
	<ul style="list-style-type: none"> 設計開発に際しての要員管理について、貴社の考え方を明確に記述されていること 設計開発に際しての情報管理について、開発に関わる関連会社を含めて、貴社の考え方を明確に記述されていること 	(必須)	10点
小 計		64点	90点

6 物品調達管理システムの保守・運用

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) システム保守・運用に対する考え方	ア システム保守・運用に対する基本的な考え方 ・物品調達管理システムの保守・運用支援業務に対する、貴社の考え方を明確に記述されていること	(必須)	
	イ システム保守・運用支援業務の内容 ・想定される保守・運用支援業務の内容について、貴社の考え方を明確に記述されていること	(必須)	10点
	ウ システム保守・運用支援業務の体制と役割分担 ・想定されるシステム保守・運用支援業務の体制、要員の役割を明示した上で、その考え方、根拠等を記述されていること ・想定されるシステム保守・運用支援業務に際しての、貴社と県側の役割分担について記述されていること ・県が行うべき作業項目と必要な要員について記述されていること	(必須)	
	エ システム保守・運用支援業務の計画 ・想定されるシステム保守・運用支援業務の運用計画として年次、月次、週次等計画を立案・運用することに対する、貴社の考え方を明確に記述されていること ・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること	(必須)	
	ア システム保守・運用に対する費用見積もり ・物品調達管理システムの保守・運用支援業務に関する費用について、貴社の考え方を明確に記述し、見積方法を提案すること ・アプリケーションの修正に関しては、貴社が提案する見積方法を適用した場合の計算式、見積結果（人日等）を記述されていること	(必須)	30点
	イ 費用見積もりの単価 ・貴社が提案する見積方法で算出した工数を、金額に置き換える際の単価について、明確に記述されていること	(必須)	
(2) 物品調達管理システムの保守・運用に対する考え方	ウ ヘルプデスクについての見積もり ・ヘルプデスクに関して、貴社が提案する体制、運営方法及び県側との役割分担について記述されていること ・ヘルプデスク業務の効率化を図るため、FAQの作成、システムの改善方法の立案等を想定しているが、問い合わせ内容の管理方法、分析方法及びこれらの支援体制について提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること ・これらを想定した場合のヘルプデスクの見積もりについて貴社の考え方を明確に記述し、見積方法を提案されていること	(必須)	20点
	小 計	46点	60点
	技術点合計	400点	600点

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務等の名称及び数量
山梨県行政情報ネットワーク用広域イーサネット業務 一式
- 2 役務等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期限
平成十八年二月二十八日まで
- 4 履行場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示す役務等を確実に履行できると知事が判断した者であること。
- 3 この公告に示す役務等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課行政情報管理担当 電話〇五五 二二三 一四一六
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年五月十二日（木）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十七年五月十三日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当に持参すること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年六月八日（水）午前十一時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十七年六月七日（火）午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金
免除
- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否

5 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Wide area Ethernet for Yamanashi Prefectural Government Information Network
1 set
- 2 Date and time for tender
11:00AM June 8,2005
- 3 Bureau in charge
Computer System Management Section, Information Policy Division, Planning
Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1416

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 変更に係る農業振興地域名
甲府農業振興地域
- 二 変更に係る区域

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び山梨県峡中地域振興局農務部に備え置いて縦覧に供する。）

● 相模川水系相模川上流（東部）圏域河川整備計画の決定

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、相模川水系相模川上流域（東部）圏域河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により公表する。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町白井阿原字中河原三二〇の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町白井阿原三百十四番地四 株式会社関口総業 代表取締役 関口勝博

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町上河東字田之神田二八五の一、二八五の三、二八五の四、二八五の五、二八五の六、二八五の七、二八五の八、二八五の九、二八五の一〇、二八五の一、二八五の一二及び二八五の一三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
排水施設	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市德行四丁目十五番二十九号 有限会社甲斐地所 代表取締役 川崎昭志

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲斐市西八幡字西冷間二二五四の一、二二五四の二、二二五四の三、二二五四の四、二二五六の二、二二五六の三、二二五六の四、二二五六の五、二二五六の六、二二五六の七、二二五六の八、二二五七の二及び二二五七の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十七年四月二十八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市藤井町北下条字下横屋一五五〇の一、一五五〇の二、一五五〇の三、一五五〇の四、一五五〇の五、一五五一、一五五二の一、一五五二の二、一五五二の三、一五五三の一、一五五三の二、一五五四の一、一五五四の二、一五五六の一、一五五六の二、一五五六の三、一五五六の四、一五五六の五、一五五六の六、一五五六の七、一五五六の八、一五五六の九、一五五七の一、一五五七の二、一五五七の三、一五五七の四、一五五七の五、一五五七の六、一五五八の一、一五五八の二、一五五八の三、一五五八の四、一五五九の一及び一五五九の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

水路

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 韮崎市穂坂町三之蔵三千八百十六番地 大柴南雄
 韮崎市北下条四百十番地六 戸嶋幸雄
 韮崎市岩下二百十番地 戸嶋幸一

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十七年四月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
 山梨県立盲学校・甲府養護学校寄宿舎厨房機器 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
 平成十七年七月二十九日
 - 4 納入場所
 知事が指定する場所（山梨県甲府市下飯田地内）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年五月十六日(月)までの山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十七年五月十二日(木)午後二時 山梨県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十七年五月十六日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年六月九日(木)午後二時 山梨県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十七年六月八日(水)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に到着すること。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法

四 その他

- 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Dormitory's kitchen appliances of Yamanashi Prefectural Mou School and Kofu Yogo School, 1 set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM June 9,2005
 - 3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

山梨県公報（昭和三十二年共済連報六十七号）第五百九十九条第十二項の規定により、
 額の誤差に關して詳細状況を以てし通知があつたので、次のとおり公報する。

平成十七年四月二十八日

山梨県細川郡	町	田	公	地
回	回	回	回	回
回	回	回	回	回

〇 酪農試験場

- 1 監査執行年月日 平成 17 年 2 月 10 日
- 2 監査対象期間 定例監査 平成 15 年度
 随時監査 平成 16 年 4 月～12 月

3 指摘事項及び講じた措置

(1) 前渡資金の精算が確認できない多額の使途不明金があつた。また、不明金の大半が、支出負担為何いや支出命令等の財務規則に定める手続きを経ずに支出されていた。

(講じた措置)

資金前渡の方法により支出された使途不明金については、全額返還させた。資金前渡の支出については、山梨県財務規則に基づく適切な事務処理に努める。

(2) 資金前渡以外の支出についても、財務規則で定められている支出負担為何いや支出命令の決裁を受けずに支出されたものがあり、支出の根拠となる支出証拠書等、必要な書類が所在不明のものや未作成のものが多数あつた。

(講じた措置)

資金前渡以外の支出についても、支出証拠書等、必要な書類を整備し、山梨県財務規則に基づく適切な事務処理に努める。

(3) 時間外勤務の実績がないまま、長期間にわたり時間外勤務手当が支給されていた。

(講じた措置)

時間外勤務の実績がないまま支出されていた時間外勤務手当については、全額返還させるとともに、その他の職員について実績に基づいた適正な支給に努める。

(4) 扶養親族の資格が喪失しているにもかかわらず、届が提出されず、また、扶養親族の現況確認を怠つたため、長期間にわたり扶養手当が過大に支給されていた。
 (講じた措置)

過大支給されていた扶養手当については、全額返還させた。また、その他の職員について、扶養親族簿により扶養親族の現況確認を行うとともに、扶養親族に異動があつた場合は、速やかに届けるよう周知した。

(5) 毎月調定すべき牛乳の売払代金について、調定時期が最大で6ヶ月遅延しているものや調定金額に誤りのあるもの、牛の売却代金の調定漏れ等、収入に係る事務処理が著しく不適切であつた。

(講じた措置)

牛乳の売払代金で、調定時期が遅延していたものは、3月11日収入し、調定金額の誤りがあつたものは、訂正の処理を行っている。また、牛の売却代金で調定漏れのあるものについては、調定済みである。今後は、遅滞なく調定を行うとともに、山梨県財務規則に基づく適切な事務処理に努める。

(6) 予定価格調書や契約書の不備、物品要求書の未作成等、契約や物品に係る会計事務処理が全般にわたり不適切であつた。

(講じた措置)

契約や物品に係る関係書類を整備し、会計事務に不適切がないよう山梨県財務規則等を遵守した事務処理に努める。

(7) 郵便切手受払簿について、平成14年度からの繰越受入高が正しく計上されておらず、使用実績控除後の帳簿残高と現品を比較して、多額の切手が所在不明となつていた。

(講じた措置)

現品（郵便切手）の点検を行い、郵便切手受払簿を整備した。現在は現品と帳簿の不一致はない。今後は、適切な郵便切手の受払・管理に努める。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年四月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

六九	甲府市飯田一丁目四番七号先（県道甲府昇仙峡線と県道中下条甲府線と市道富士見通り線との交差点）	富士見通り南	平六・九・一二 告示 第三五号
六九	甲府市飯田一丁目四番七号先（県道甲府昇仙峡線と県道中下条甲府線との十字路交差点）	気象台東	平成一七年四月二八日 告示第三七号
八一	甲府市中央一丁目一番三六号先（国道五二号線と市道飯田春日線との交差点）	裁判所前	四九・一・三一
八一	甲府市中央一丁目一〇番七号先（国道五二号線と市道飯田春日線との十字路交差点）	裁判所前	平成一七年四月二八日 告示第三七号

八七	甲府市中央一丁目一番四二号先（県道甲府櫛形線と市道春日飯田線との交差点）	エル西銀座入口	六二・一・二六 告示第三八号
----	--------------------------------------	---------	-------------------

八七	甲府市中央一丁目九番六号先（県道甲府南アルプス線と市道春日飯田線との十字路交差点）	エル西銀座入口	平成一七年四月二八日 告示第三七号
----	---	---------	----------------------

二五四	甲府市富士見一丁目四番三三号先（市道富士見通り線と県管理道路との丁字路交差点）	中央病院入口 2	平一〇・二・九 告示 第六号
-----	---	-------------	----------------------

二五四	甲府市富士見一丁目四番三三号先（市道富士見通り線と市道愛宕町下条線との丁字路交差点）	中央病院東	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-----	--	-------	----------------------

二八七	甲府市塩部二丁目六番九号先（県道甲府昇仙峡線（都市計画道路塩部町開国橋線）と市道朝日塩部線と市道愛宕町下条線の十字路交差点）	甲府工業高校 西	平成一七年二月二日 告示第七号
-----	--	-------------	--------------------

二八七	甲府市塩部二丁目六番九号先（県道甲府昇仙峡線（都市計画道路塩部町開国橋線）と市道朝日塩部線と市道愛宕町下条線の十字路交差点）	甲府工業高校 西	平成一七年二月二日 告示第七号
-----	--	-------------	--------------------

二八八	甲府市飯田一丁目三番二九号先（県道甲府昇仙峡線と市道飯田	パスポートセンター東	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-----	------------------------------	------------	----------------------

北通り線との十字路交差点)		
二七 南巨摩郡中富町切石四二〇番地先(国道五二号と役場取付道路との丁字路交差点)	中富町役場前	平七・六・五 告示第三三三号
二七 南巨摩郡身延町切石四二〇番地先(国道五二号と役場取付道路との丁字路交差点)	身延町役場入口	平成一七年四月二八日 告示第三七号
一一 北都留郡上野原町上野原三、八三〇番地先(国道二〇号線と町道との十字路交差点)	上野原署東	六〇・八・二六 告示第三一七号
一一 上野原市上野原三、八三〇番地先(国道二〇号と市道との十字路交差点)	上野原市役所前	平成一七年四月二八日 告示第三七号
二六 北都留郡上野原町上野原三、七九番地先(町道南裏線と町道田町寺畑線との十字路交差点)	上野原役場東	平成一三年二月二七日 告示第五五号
二六 上野原市上野原三、七七九番地先(市道南裏線と市道田町寺畑線との十字路交差点)	上野原市役所東	平成一七年四月二八日 告示第三七号

別表第三中		<p>六六八 市道富士見町明見線 富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(下吉田東小東交差点)から富士吉田市下吉田五、六二〇番地先(富士見第二交差点)まで(五八〇メートル)</p> <p>大型自動車、大型特殊自動車(路線バスを除く)</p> <p>終日</p> <p>富士吉田 平成一五年八月二五日 告示第五八号</p>
<p>六六八 削除</p> <p>富士吉田 平成一七年四月二八日 告示第三七号</p>	<p>二七 市道飯田北通り線 甲府市飯田一丁目四番一先(機山タクシー東側交差点)から甲府市飯田一丁目四番七号先(日本石油甲府西給油所北西交差点)まで(一五〇メートル)</p> <p>車両</p> <p>車両進行 東から西へ 終日</p> <p>甲府 平九・二・二七 告示第一六号</p>	
<p>二七 市道飯田北通り線 甲府市飯田一丁目四番一先(機山タクシー東側交差点)から甲府市飯田一丁目四番七号先(日本石油甲府西給油所北西交差点)まで(一一二〇メートル)</p> <p>車両</p> <p>車両進行 東から西へ 終日</p> <p>甲府 平成一七年四月二八日 告示第三七号</p>	<p>に改める。</p>	

四九二	県道北 杜富士 見線	北巨摩郡小淵沢町二、 九六九番地二先(馬術 競技場入口交差点左折 導流部)(七メートル	車両	車両進行 南から西 へ終日	長坂	平成一七年二 月二一日 告示第七号
-----	------------------	--	----	---------------------	----	-------------------------

四九二	県道北 杜富士 見線	北巨摩郡小淵沢町二、 九六九番地二先(馬術 競技場入口交差点左折 導流部)(七メートル	車両	車両進行 南から西 へ終日	長坂	平成一七年二 月二一日 告示第七号
四九三	国道一 三九号 (富士 見ハイ パス)	富士吉田市下吉田三、 九七三番地の二先(浄 化センター入口交差点 ・左折導流部)(一七 メートル)	車両	車両進行 南から西 へ終日	富士 吉田	平成一七年四 月二八日 告示第三七号

に改める。
別表第六中

四七七	市道	甲府市朝氣三丁目二 番二号先(市立東小 学校南東角丁字路交 差点)	西進す る車両 (軽車 両を除 く。)	日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで	南甲府	平成一七年二 月二一日 告示第七号
-----	----	--	---------------------------------	--	-----	-------------------------

四七七	市道	甲府市朝氣三丁目二 番二号先(市立東小 学校南東角丁字路交 差点)	西進す る車両 (軽車 両を除 く。)	日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで	南甲府	平成一七年二 月二一日 告示第七号
四七八	法定外	甲府市塩部二丁目七	南進す	終日	甲府	平成一七年四 月

四七九	市道	番一先(県立甲府 工業高校南西角)	車両	終日	富士吉 田	平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-----	----	----------------------	----	----	----------	--------------------------

に改める。
別表第十中

一、二五六	国道 一三九 号線	富士吉田市下吉田六、一九七番 地先(富士吉田陸送前)	削除	富士 吉田	平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-------	-----------------	-------------------------------	----	----------	--------------------------

一、二五六	削除		削除	富士 吉田	平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-------	----	--	----	----------	--------------------------

一、八五六	町道 廃軌道	中巨摩郡甲西町荊沢四二二番地 の一先(町営荊沢団地入口)	削除	小笠 原	五一・九・二七 三三二号
-------	-----------	---------------------------------	----	---------	-----------------

一、八五六	市道(廃軌道)	南アルプス市荊沢四二二番地の 一先(市営荊沢団地入口)	削除	南ア ルプ ス	平成一七年四 月二八日 告示第三七号
-------	---------	--------------------------------	----	---------------	--------------------------

二、〇七六	国道五 二号線	中巨摩郡甲西町荊沢一、一六〇 番地先(甲西工業団地入口)	削除	小笠 原	五六・七・二八 四一七号
-------	------------	---------------------------------	----	---------	-----------------

二、〇七六	国道五二号	南アルプス市荊沢一、一六〇番地先（甲西工業団地入口交差点）	四	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	-------	-------------------------------	---	-------	-----------------------

二、一二九	国道一三九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地の九先（中曽根）交差点	三	富士吉田	平成一四年六月一三日 告示第二九号
-------	--------	----------------------------	---	------	----------------------

二、一二九	国道一三九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地の九先（中曽根交差点）	四	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	--------	----------------------------	---	------	-----------------------

三、九二七	市道	甲府市千塚一丁目一番三二号先（岡島パワースタ―東側）	一	甲府	平六・一〇・一三 告示第四二号
-------	----	----------------------------	---	----	--------------------

三、九二七	市道	甲府市千塚三丁目一番三二号先（金精軒工場前）	一	甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	----	------------------------	---	----	-----------------------

三、九八二	市道	甲府市住吉四丁目一、五五一番地の一先（住吉浄化センター南）	四	南甲府	平七・二・二〇 告示第九号
-------	----	-------------------------------	---	-----	------------------

三、九八二	市道	甲府市住吉四丁目二番二二号先（住吉浄化センター南）	四	南甲府	平成一七年四月二十八日
-------	----	---------------------------	---	-----	-------------

四、〇〇二	市道	甲府市住吉四丁目一、五五一番地の五先（神田運送北西交差点）	四	南甲府	平七・三・一六 告示第一五号
-------	----	-------------------------------	---	-----	-------------------

四、〇〇二	削除			南甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	----	--	--	-----	-----------------------

四、五二七	県道若草双葉線	中巨摩郡八田村上高砂一、三三四番地先（双田橋南）交差点	一	小笠原	平成一四年五月三〇日 告示第一八号
-------	---------	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、五二七	県道南アルプス入甲斐線	南アルプス市上高砂一、三三四番地先（双田橋南交差点）	三	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	-------------	----------------------------	---	-------	-----------------------

四、五三〇	市道朝日塩部線	甲府市塩部二丁目七番先（県立甲府工業高等学校南西角交差点）	一	甲府	平一・八・三〇 告示第三七号
-------	---------	-------------------------------	---	----	-------------------

四、五三〇	削除			甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	----	--	--	----	-----------------------

四、五三〇	削除			甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
-------	----	--	--	----	-----------------------

四、六六三	町道鳥ケ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、三一一番地五先（カムイ南東角交差点）	四	葦崎	平成一四年九月一二日 告示第四九号
-------	-----------	----------------------------------	---	----	----------------------

四、六六三	市道鳥ケ池三七号線	甲斐市竜地字氏神三、三一一番地五先（カムイ南東角交差点）	三	葦崎	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	-----------	------------------------------	---	----	----------------------

五、一一二	町道	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇二四番地一先（山梨大学医学部南側丁字路交差点）	二	南甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
-------	----	--------------------------------------	---	-----	---------------------

五、一一二	町道	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇二四番地一先（山梨大学医学部南側丁字路交差点）	二	南甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
-------	----	--------------------------------------	---	-----	---------------------

五、一一三	市道上阿原町寿線	甲府市寿町二番二号先（県民文化ホール南側）	一	甲府	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	----------	-----------------------	---	----	----------------------

五、一一四	市道国玉通り	甲府市国玉町八八七番地の五先（サイクルハウス甲府東店東側）	一	南甲府	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	--------	-------------------------------	---	-----	----------------------

五、一一五	市道田畑駒沢線	甲斐市宇津谷四、九七三番地五先	一	葦崎	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	---------	-----------------	---	----	----------------------

五、一一六	市道	笛吹市石和町松本一、四〇九番地の五先（労働橋北交差点）	一	笛吹	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	----	-----------------------------	---	----	----------------------

五、一一七	国道一三九号（富士見バイパス）	富士吉田市下吉田三、九七三番地の二先（浄化センター入口交差点・左折導流部）	一	富士吉田	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	-----------------	---------------------------------------	---	------	----------------------

五、一一八	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先（総合交通センター入口交差点）	三	南アルプス	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	------------	---------------------------------	---	-------	----------------------

五、一一九	市道下於曾四一号線	塩山市西広門田四三三番地一先（塩山市民病院前）	一	塩山	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	-----------	-------------------------	---	----	----------------------

五、一一〇	市道	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先（愛染通り交差点西側丁字路交差点）	一	富士吉田	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-------	----	-----------------------------------	---	------	----------------------

に改める。
別表第十四中

九一一	国道一三九号	富士吉田市上吉田一、四一八番地の側	三、七九〇	車両（原付けんを引くを除く）	富士吉田 平成一七年二月二八日 告示第五四号
-----	--------	-------------------	-------	----------------	------------------------------

九一一	国道一三九号	富士吉田市上吉田一、四一八番地の側	四、七六七	車両（原付）	富士吉田 平成一七年四月二
-----	--------	-------------------	-------	--------	------------------

	(富士見バイパス)	一先(富士見バイパス南交差点)から富士吉田市下吉田五、八四五番地先(富士見バイパス北交差点)までの両側		けん引を除く		八日告示第三七号

七二、三	県道 甲府昇仙峡線	甲府市塩部三丁目一六番一五号先(総合グラウンド入口交差点)から甲府市塩部二丁目七番先(県立甲府工業高等学校南西角交差点)までの両側	六三五	車両(原付・けん引を除く)	四〇	甲府 平一・八・三〇告示第三七号
------	-----------	---	-----	---------------	----	------------------

七二、三	県道 甲府昇仙峡線	甲府市塩部三丁目一六番一五号先(総合グラウンド入口交差点)から甲府市塩部二丁目七番先(県立甲府工業高等学校南西角交差点)までの両側	六三五	車両(原付・けん引を除く)	五〇	甲府 平成一七年四月二八日告示第三七号
------	-----------	---	-----	---------------	----	---------------------

一、六、三三	市道	塩山市上於首一、二三四番地先(町屋交差点)から塩山市赤尾二二四番地三先(赤尾バイパスとの丁字路交差点)までの両側	七二三	車両(原付・けん引を除く)	四〇	塩山 平成一七年二月二一日告示第七号
--------	----	--	-----	---------------	----	--------------------

一、六、三三	市道	塩山市上於首一、二三四番地先(町屋交差点)から塩山市赤尾二二四番地三先(赤尾バイパスとの丁字路交差点)までの両側	七二三	車両(原付・けん引を除く)	四〇	塩山 平成一七年二月二一日告示第七号
--------	----	--	-----	---------------	----	--------------------

一、六、二四	市道 荊原	南アルプス市荊原四三二番地四先(市道(廃軌道)との交差点)から南アルプス市荊原一、一六〇番地先(甲西工業団地入口交差点)までの両側	八〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	南アルプス 平成一七年四月二八日告示第三七号
--------	-------	---	----	---------------	----	------------------------

に改める。
別表第十五中

一	国道 五二線	甲府市寿町一番一五号先(中銀西支店)から中巨摩郡竜王町竜王一、四四七の一番地先(甲府バイパス西起点)までの両側	四、九〇〇	車両	終日	甲府 南甲 五一・一五号
---	--------	---	-------	----	----	--------------

一	国道 五二号	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰交差点)から甲斐市竜王一、四四七番地一先(竜王立体交差点)までの両側	四、四四〇	車両	終日	甲府 南甲 平成一七年四月二八日告示第三七号
---	--------	---	-------	----	----	------------------------

四一三	国道	富士吉田市下吉田二、六二九番地の一先(株)大成富士吉田営業所西側交差点)から富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(下吉田東小東交差点)までの両側	八六〇	車両	終日	富士 吉田	平成一二年 一月二二日 告示第五四号
-----	----	--	-----	----	----	----------	--------------------------

四一三	削除					富士 吉田	平成一七年 四月二八日 告示第三七号
-----	----	--	--	--	--	----------	--------------------------

別表第十六中
に改める。

一、一五二	市道 二〇号線	塩山市上於曾一、一三三番地先 (塩山青果南側)	塩山	四九・七・四 二九号			
-------	------------	----------------------------	----	---------------	--	--	--

一、一五二	削除		塩山	平成一七年四月 二八日 告示第三七号			
-------	----	--	----	--------------------------	--	--	--

六、〇八八	町道	塩山市西広門田四〇番地の二先 (国道四一一号線との交差点)	塩山	五九・二・六 六号			
-------	----	----------------------------------	----	--------------	--	--	--

六、〇八八	削除		塩山	平成一七年四月 二八日 告示第三七号			
-------	----	--	----	--------------------------	--	--	--

七、一二〇	県道 栖雲寺線	東山梨郡大和村水野田八三四番地の一先(景德院入口)	塩山	六二・三・一一 一号			
-------	------------	---------------------------	----	---------------	--	--	--

七、一二〇	削除		塩山	平成一七年四月 二八日 告示第三七号			
-------	----	--	----	--------------------------	--	--	--

八、六五四	市道	甲府市住吉四丁目一、五四三番地の一先(西側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号			
-------	----	------------------------	-----	-----------------------	--	--	--

八、六五四	削除		南甲府	平成一七年四月 二八日 告示第三七号			
-------	----	--	-----	--------------------------	--	--	--

一〇、九二二	町道	南巨摩郡身延町八日市場六七九番地先(東進車両)	鯉沢	平成一七年二月 二一日 告示第七号			
--------	----	-------------------------	----	-------------------------	--	--	--

一〇、九二二	町道	南巨摩郡身延町八日市場六七九番地先(東進車両)	鯉沢	平成一七年二月 二一日 告示第七号			
--------	----	-------------------------	----	-------------------------	--	--	--

一〇、九三二	市道岩窪線	甲府市古府中町四、八八二番地の一先(サンハウス数野北側・西進車両)	甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三三	市道国玉通り線	甲府市国玉町八八七番地の五先(サイクルハンズ甲府東店東側・南進車両)	南甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二四	町道一四号線	中巨摩郡昭和町河東中島五五九番地先(JR身延線十二枚踏切南側・東進車両)	南甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二五	町道一四号線	中巨摩郡玉穂町井之口六七一番地先(JR身延線十二枚踏切南側・西進車両)	南甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二六	市道	南アルプス市荊沢四三二番地四先(市道(廃軌道)との交差点・西進車両)	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二七	市道	笛吹市石和町松本一、四〇九番地の五先(労働橋北交差点・東進車両)	笛吹	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二八	市道富士見町明見線	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(愛染交差点西側丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九二九	国道一三九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、九七三番地の二先(浄化センター入口交差点左折導流部・西進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三〇	市道富士見町明見線	富士吉田市下吉田三、七六五番地の一先(愛染交差点南東角交差点・西進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三一	市道下の水仲町線	富士吉田市下吉田五、五六一番地の一四先(富士見バイパス北交差点南側・西進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号

一〇、九三二	市道下の水仲町線	富士吉田市下吉田五、五三二番地の先(富士見バイパス北交差点南側・東進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三三	市道下の水仲町線	富士吉田市下吉田五、五四五番地先(富士見バイパス北交差点東側・東進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三四	市道	大月市賑岡町畑倉六〇四番地の一先(東進車両)	大月	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三五	市道	甲斐市中下条一、六八四番地一先(ツタヤ敷島店南側・北進車両)	甲府	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三六	市道	南アルプス市下高砂九五一番地一先(総合交通センター出入口交差点・西進車両)	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三七	市道	南アルプス市在家塚一、三一五番地一〇先(北進車両)	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三八	市道	南アルプス市在家塚一、五九九番地二先(南進車両)	南アルプス	平成一七年四月二十八日 告示第三七号
一〇、九三九	国道一三九号	富士吉田市下吉田六、一九九番地先(ほつかほつか亭富士見町店前・東進車両)	富士吉田	平成一七年四月二十八日 告示第三七号

に改める。
別表第十七中

八二一	国道一三九号(富士見バイパス)	富士吉田市上吉田一、四一八番地の一先(富士見バイパス南交差点)から	三、七九〇車両	終日	富士吉田 平成一七年四月二十八日 告示第五四号
-----	-----------------	-----------------------------------	---------	----	-------------------------------

に改める。

別表第二十四中

一七三	県道甲府南アルプス線(都市計画道路塩部町開国橋線)	(三〇〇メートル) 甲府市飯田一丁目四番七号先(気象台東交差点)から甲府市塩部二丁目七番一号先(県立甲府工業高校南西角)までの両側歩道(三八〇メートル)	甲府	平成一七年四月二八日 告示第三七号
-----	---------------------------	---	----	----------------------

を

二二	県道四日市場上野原線	北都留郡上野原町上野原七五八番地先(上野原町消防署前)	上野原	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
----	------------	-----------------------------	-----	-----------------------

を

二二	県道四日市場上野原線	上野原市上野原七五八番地先(上野原町消防署前)	上野原	平成一七年四月二八日 告示第三七号
二二	市道	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(愛染通り交差点西側)	富士吉田	平成一七年四月二八日 告示第三七号
二三	国道一三九号	富士吉田市下吉田五、五四〇番地先(富士見バイパス北交差点西側の旧道との丁字路交差点)	富士吉田	平成一七年四月二八日 告示第三七号

に改める。
別表第三十三中

を

四七	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島二、四四七番地先(野牛島西交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	-------------	----------------------------	---	--------------------

を

四七	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島二、四四七番地先(野牛島西交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	-------------	----------------------------	---	--------------------

を

四八	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市上高砂一、三三四番地先(双田橋南交差点)	三	平成一七年四月二八日 告示第三七号
----	------------	----------------------------	---	----------------------

を

四九	県道南アルプス甲斐線	南アルプス市下高砂九五一番地一先(総合交通センター入口交差点)	三	平成一七年四月二八日 告示第三七号
----	------------	---------------------------------	---	----------------------

を

四〇	国道一三九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地の九先(中曽根)交差点	三	平成一四年六月一三日 告示第二九号
----	--------	----------------------------	---	----------------------

を

四〇	国道一三九号	富士吉田市上吉田三、八六二番地の九先(中曽根交差点)	四	平成一七年四月二八日 告示第三七号
----	--------	----------------------------	---	----------------------

を

四六	国道一三九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(愛染通り交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	-----------------	---------------------------	---	--------------------

を

四六	国道一三九号(富士見バイパス)	富士吉田市下吉田三、九四〇番地先(愛染通り交差点)	四	平成一七年二月二日 告示第七号
----	-----------------	---------------------------	---	--------------------

四七	バス)	富士吉田市下吉田三、九七三番地の二先(浄化センター入口交差点・左折導流部)	平成一七年四月二八日告示第三七号
----	-----	---------------------------------------	------------------

に改める。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年四月二十八日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
通信指令システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期間
平成十八年二月一日から平成二十三年一月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一月未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十七年山梨県告示第九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県警察本部長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると山梨県警察本部長が判断した者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部生活安全部地域課庶務運用係担当 電話〇五五 二三五 二二二一
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年五月二十三日までの間の山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までの間を除く。)の間に、三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年六月十三日午後一時三十分 山梨県庁県民会館三〇一会議室
- 4 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十七年六月十日午後四時までに山梨県警察本部生活安全部地域課庶務運用係担当(郵便番号四〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号)に必着すること。

- 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 6 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月二日から同年五月二十五日までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Management System for Communications Command Center, 1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM June 13,2005

3 Bureau in charge

Community Police Affairs Division, Community Safety Department, Yamanashi

Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuou 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL.055-235-2121